

令和 6 年 7 月 30 日
不動産・建設経済局参事官
(不動産管理業担当)

マンション管理業者への 全国一斉立入検査結果(令和5年度)

国土交通省では、令和5年度に全国100社のマンション管理業者へ立入検査を実施し、うち29社に是正指導を行いました。

引き続き、立入検査等を通じてマンション管理業全般の適正化に向けた指導等を行って参ります。

マンション管理業者が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）に基づき適正にマンション管理業を営むことは、極めて重要です。

令和5年度は全国100社に対して立入検査を行った結果、29社に対して是正指導を行いました。是正指導の割合は29.0%で、前年比では8.8ポイントの増、過去5年間の平均と比較すると3ポイント下回り、年度ごとに変動はあるものの、一部のマンション管理業者において適正化法の各条項に対する理解不足が依然としてみられる結果となりました。（別添1参照）

なお、是正指導を受けた29社については、すべてにおいて是正等がなされたことを確認しています。

国土交通省としては、引き続き、立入検査等を通じた指導を行い、悪質な適正化法違反に対しては、適正化法に基づき厳正かつ適正に対処して参ります。

また、関係団体に対しても、研修活動等を通じて、マンション管理業全般の適正化に向けた指導等を図るよう本日付で要請しております。（別添2参照）

問い合わせ先：不動産・建設経済局 参事官付
電 話：03-5253-8111（代表）
担 当：相澤、砂川（内線：25-155）